

○石巻市総合体育館条例

平成22年9月29日

条例第37号

石巻市総合体育館条例（平成17年石巻市条例第116号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第39条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、体育・スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上に資するため、石巻市総合体育館（以下「総合体育館」という。）を石巻市泉町三丁目1番63号に設置する。

（事業）

第2条 総合体育館は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技、練習その他体育・スポーツ活動の利用に関すること。
- (2) 体育・スポーツ及びレクリエーションの指導研修に関すること。
- (3) 体育・スポーツ、健康及び体力の増進についての相談に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育・スポーツの普及振興に必要な事業

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、総合体育館の管理を地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 前項の規定により、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条に掲げる事業に関すること。
- (2) 総合体育館の施設及び附帯設備の利用の許可等に関すること。
- (3) 総合体育館の建物、設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（開館時間）

第4条 総合体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、毎週日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項に規定する開館時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 総合体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 毎月第4木曜日
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

（利用許可）

第6条 総合体育館を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、あらかじめ指定管理者の

許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、第2条に掲げる事業を行うに支障のない限り、第1条に規定する目的以外に総合体育館を利用させることができる。

(許可の制限)

第7条 指定管理者は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が総合体育館を利用させることが不相当と認めるとき。

(特殊物件の搬入等)

第8条 利用希望者は、総合体育館の利用に当たって特別の施設若しくは設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、総合体育館の管理運営上特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、市及び指定管理者はその責めを負わないものとする。

(利用料金)

第11条 利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金は、別表に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、総合体育館の利用を終了したとき、又は中止されたとき、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 総合体育館の施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第16条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、総合体育館への入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) 館内の施設、設備等を損傷又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 他人の迷惑となるおそれがある物品、動物の類を携帯しているとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理運営上支障があると指定管理者が認めるとき。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第17条 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年石巻市条例第321号）第8条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、教育委員会が総合体育館の管理を行うものとする。この場合において、市長は、別表に定める額の範囲内において使用料を徴収するものとする。

2 前項の場合にあっては、第6条から第8条まで、第10条、第11条第1項及び第4項、第12条、第13条並びに前条の規定を準用する。この場合において、第6条から第8条までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第11条の見出しを「(使用料)」と、同条第1項中「料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と、同条第4項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の石巻市総合体育館条例の規定に基づきなされた使用の承認、使用の申請その他の行為は、この条例による改正後の石巻市総合体育館条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正)

3 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例（平成21年石巻市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第6号中「(平成17年石巻市条例第116号)」を「(平成22年石巻市条例第37号)」に改める。

#### 別表（第11条関係）

##### (1) 個人利用

区分		単位等	金額
全館	小・中・高校生	1回	50円
		回数券（11回分）	510円
	一般・学生	1回	100円
		回数券（11回分）	1,050円

##### (2) 貸切利用

(単位：円)

時間区分 利用区分		午前		午後		夜間		全日		
		午前9時 ～正午	正午 ～午後 1時	午後1時 ～午後5 時	午後5時 ～午後6 時	午後6時 ～午後9 時	午前9時 ～午後9 時			
主 競 技 場	入 場 料を徴 収しな い場合	アマチュアスポ ーツで利用す る場合		4,070	1,340	5,400	2,750	8,250	15,690	
		その他 の催物 で利用 する場 合	営利を 目的と しない 場合		11,310	3,430	13,760	7,600	22,830	47,090
			営利を 目的と する場 合		34,550	11,530	46,170	25,380	76,150	156,990
	入 場 料を徴 収する 場合	アマチュアスポ ーツで利用す る場合		7,540	2,490	9,990	5,050	15,180	31,390	
その他の催物 で利用する場 合		69,210	23,080	92,350	50,790	152,400	314,080			
第1 武道場			1,220	420	1,730	710	2,140	4,890		
第2 武道場			1,220	420	1,730	710	2,140	4,890		
弓道場			1,220	420	1,730	710	2,140	4,890		
会議室			1,220	420	1,730	710	2,140	4,890		
ミーティングルームA			810	270	1,120	400	1,220	3,050		
ミーティングルームB			430	130	560	210	660	1,630		
役員室			810	270	1,120	400	1,220	3,050		
暖房利用料			主競技場1時間につき 6,300円 その他1室1時間につき 200円							
冷房利用料			1室1時間につき 200円							
電 気 利 用 料	A (1,000ルクス)		1時間につき 2,510円							
	B (800ルクス)		" 2,100円							
	C (500ルクス)		" 1,250円							
設備器具利用料			1件3,090円以内で別に定める額							

備考

- 1 高校生以下の者が貸切利用する場合は、それぞれの利用料の2分の1の額とする。
- 2 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費その他これに類する料金を徴収する 目的をも

って催しを行う場合をいう。

- 3 本表に定める利用時間内に主競技場を準備又は撤去のため利用する場合の利用料は、当該利用料の2分の1に相当する額とする。
- 4 利用時間の各時間区分に満たない場合でも、時間区分どおり利用したものとみなす。また、冷暖房及び電気利用料についても、1時間に満たない場合は1時間とする。
- 5 主競技場又は会議室の2分の1を貸切利用する場合の利用料は、それぞれの利用料の2分の1の額とする。
- 6 主競技場を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に貸切利用する場合の利用料は、当該利用料の20パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 7 時間外利用の場合は、午前、夜間の区分に従い、それぞれの利用料の額を時間割計算した額に20パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 8 利用区分中第1武道場から役員室までの利用において、営利を目的として利用する場合の利用料は、当該利用料の150パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 9 主競技場の夜間利用料には、Cの電気利用料を含む。
- 10 10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

○石巻市総合体育館管理規則

平成24年2月22日

規則第4号

石巻市総合体育館管理規則（平成17年石巻市教育委員会規則第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条及び石巻市総合体育館条例（平成22年石巻市条例第37号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、石巻市総合体育館（以下「総合体育館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可申請）

第2条 条例第6条第1項に規定する許可の申請は、個人利用の場合にあつては口頭で、貸切り利用の場合にあつては次に掲げる期間内に、指定管理者に、石巻市総合体育館利用許可申請書（様式第1号）により申請しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 主競技場 利用しようとする日（以下「利用日」という。）の6箇月前から7日前まで

(2) 第1武道場、第2武道場、弓道場、会議室、ミーティングルームA、ミーティングルームB及び役員室 利用日の6箇月前から2日前まで

（特別設備等の許可申請）

第3条 条例第8条の規定による許可の申請は、石巻市総合体育館特別設備等許可申請書（様式第2号）により申請しなければならない。この場合において、申請者は、前条の申請と併せて行わなければならない。

（利用許可書等の交付）

第4条 指定管理者は、前2条の規定による申請を許可したときは、石巻市総合体育館利用許可書（様式第3号）を交付する。

2 個人で利用する者（以下「個人利用者」という。）には、利用料と引換えに石巻市総合体育館個人利用券（様式第4号）、又は石巻市総合体育館個人利用回数券（様式第4号の2、以下「回数券」という。）を交付する。この場合において回数券は、再交付しないものとする。

（利用許可の変更等）

第5条 前条第1項の許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可された事項を変更又は利用を取消しようとするときは、指定管理者に前条の利用許可書を添付し、石巻市総合体育館利用許可変更（取消）申請書（様式第5号）により申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請をやむを得ないものと認めたときは、石巻市総合体育館利用許可変更（取消）承認書（様式第6号）を利用者に交付する。

（利用者の遵守事項）

第6条 利用者は、総合体育館又はその敷地内において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 収容定員を超えて入館させないこと。

- (2) あらかじめ指定された場所以外で飲食及び喫煙をさせないこと。
- (3) 許可を受けた者のほかは、物品の販売、金品の寄附、募集等の行為をさせないこと。
- (4) 許可なく火気等の使用をさせないこと。
- (5) 許可なく広告物の掲示、配布等の行為をさせないこと。
- (6) 他人の迷惑となるような行為をさせないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第7条 入館者（個人利用者を含む。以下同じ。）は、総合体育館及びその敷地内において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定の場所以外で飲食及び喫煙をしないこと。
- (2) 総合体育館及びその敷地内を清潔に保つこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑をかけないこと。
- (4) 指定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(管理上の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる者又はこれらに相当すると認められる物品、動物の類を携行する者。
- (2) めいてい者及び館内の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合体育館の管理運営上支障があると認められる者。

(破損等の届出)

第9条 利用者及び入館者は、施設、設備、器具等を破損し、汚損し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用後の点検)

第10条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに指定管理者に報告し、点検を受けるものとする。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う規定の読替え)

第11条 条例第17条第1項の規定により、石巻市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が総合体育館の管理を行うときは、第2条から第10条までの規定中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、様式第1号から様式第6号までの規定中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(様式の特例)

第12条 指定管理者は、第2条から第5条までの規定にかかわらず、これらの規定に定める様式に代えて、教育委員会の承認を得て当該指定管理者が定めた様式を使用することができる。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、石巻市総合体育館管理規則（平成17年石巻市教委規則第38号）及び石巻市総合体育館使用料規則（平成17年石巻市規則第281号）の規定によりなされた利用の申請、利用の許可手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

石巻市総合体育館利用許可申請書

年 月 日

指定管理者（あて）

申請人 住所  
 団体名  
 氏名  
 電話

石巻市総合体育館を利用したいので、石巻市総合体育館管理規則第2条の規定により次のとおり申請します。

利用目的	入場料	
	有	無
利用日時	自 年 月 日（曜日）時から 時まで 至 年 月 日（曜日）時から 時まで	
利用内容	1 アマチュアスポーツ 2 その他の催物	ア 営利を目的とする イ 営利を目的としない
利用施設	1 主競技場 全・半 3 弓道場 5 ミーティングルーム（ ） 6 役員室	2 武道場（ ） 4 会議室（ ）
利用設備器具		
特別設備	有・無	入館予定人員 人
利用料計算表		
	計算内訳	金額
※ 施設利用料		円
※ 設備器具利用料		円
※ 減免金額	石巻市総合体育館利用料 減免基準別表 により 割の減免	円
※ 納入金額		円
※印の欄は記入しないでください。		

注 暴力団の利益となる利用を制限するため、利用の許可の決定に当たり、暴力団員による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署に照会することがあります。

様式第2号（第3条関係）

石巻市総合体育館特別設備等許可申請書

年 月 日

指定管理者（あて）

申請人 住所  
団体名  
氏名  
電話

石巻市総合体育館管理規則第3条の規定により特別設備等について、次のとおり申請します。

利用目的	
利用日時	自 年 月 日（曜日）時から 時まで 至 年 月 日（曜日）時から 時まで
設置施設	
設置を必要とする理由	
特別設備等の名称・数量	
設備配置図	

様式第3号（第4条関係）

石巻市総合体育館利用許可書

許可番号 号  
年 月 日

(申請者) 住所  
団体名  
氏名

様

指定管理者

印

年 月 日付けで申請のあった石巻市総合体育館の利用について次のとおり許可します。

利用目的	入場料	
	有	無
利用日時	自 年 月 日(曜日) 時から 時まで 至 年 月 日(曜日) 時から 時まで	
利用内容	1 アマチュアスポーツ 2 その他の催物	ア 営利を目的とする イ 営利を目的としない
利用施設	1 主競技場 全・半 3 弓道場 5 ミーティングルーム( ) 6 役員室	2 武道場( ) 4 会議室( )
利用設備器具		
特別設備	有・無	入館予定人員 人
利用料計算表		
	計算内訳	金額
※ 施設利用料		円
※ 設備器具利用料		円
※ 減免金額	石巻市総合体育館利用料 減免基準別表 により 割の減免	円
※ 納入金額		円
※印の欄は記入しないでください。		

様式第4号（第4条関係）

個人利用券

No.  個人利用券  小・中・高校生  ¥	No.  総合体育館 個人利用券  小・中・高校生      1人1回  ¥ （当日限り有効です。）
--	--

← 5.5cm      5.5cm →

↑ 4cm ↓

No.  個人利用券  一般・学生  ¥	No.  総合体育館 個人利用券  一般・学生      1人1回  ¥ （当日限り有効です。）
--	--

様式第4号の2（第4条関係）

個人利用回数券

石巻市総合体育館      No.  個人利用回数券 （一般・学生）  11回分      ¥	石巻市総合体育館      No.  個人利用回数券 （小・中・高校生）  11回分      ¥
石巻市総合体育館      No.  個人利用回数券 （一般・学生）  ¥	石巻市総合体育館      No.  個人利用回数券 （小・中・高校生）  ¥

（注）寸法、デザイン等については、その都度定める。

様式第5号（第5条関係）

石巻市総合体育館利用許可変更（取消）申請書

年 月 日

指定管理者（あて）

申請人 住所  
 団体名  
 氏名  
 電話

次のとおり許可事項を変更したいので、石巻市総合体育館管理規則第5条第1項の規定により次のとおり申請します。

許可年月日		年	月	日	許可番号	号	
変更 (取消) 内容	利用日時	自	年	月	日(曜日)	時から	時まで
		至	年	月	日(曜日)	時から	時まで
	利用内容	1 アマチュアスポーツ		ア 営利を目的とする			
		2 その他の催物		イ 営利を目的としない			
	利用施設	1 主競技場 全・半		2 武道場( )			
	3 弓道場		4 会議室( )				
	5 ミーティングルーム( )						
	6 役員室						
	利用設備器具						
	特別設備	有・無	入館予定人員	人			
理由							
既納利用料		円	納付年月日	年	月	日	

- (注) 1 取消しの場合は、理由の欄のみを記入してください。  
 2 内容変更の場合は、変更する欄のみを記入してください。

様式第6号（第5条関係）

石巻市総合体育館利用許可変更（取消）承認書

年 月 日

（申請者）住所

団体名

氏名

様

指定管理者

印

年 月 日付けで申請のあった施設の利用内容変更(取消)について、次のとおり承認します。

許可年月日		年 月 日	許可番号	号
変更 (取消) 内容	利用日時	自 年 月 日(曜日) 時から 時まで 至 年 月 日(曜日) 時から 時まで		
	利用内容	1 アマチュアスポーツ 2 その他の催物	ア 営利を目的とする イ 営利を目的としない	
	利用施設	1 主競技場 全・半 3 弓道場 5 ミーティングルーム( ) 6 役員室	2 武道場( ) 4 会議室( )	
	利用設備器具			
	特別設備	有・無	入館予定人員	人
理由				
既納利用料	円	納付年月日	年 月 日	
変更後利用料	円			
追加・還付対象利用料	円			

○石巻市総合体育館使用料規則

平成24年3月28日

規則第10号

石巻市総合体育館使用料規則（平成17年石巻市規則第281号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、石巻市総合体育館条例（平成22年石巻市条例第37号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、石巻市総合体育館の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

（設備器具の利用料金）

第2条 条例別表の規定による設備器具の利用料金は、別表第1のとおりとする。

（利用料金の減免）

第3条 条例第12条の規定による利用料金の減免は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、石巻市総合体育館利用料金減免申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第4条 条例第13条ただし書の規定による利用料金の還付は、次に定めるところによる。

(1) 利用者が自己の責めによらない理由で利用できなかった場合は、納入した利用料金の全額を還付する。

(2) 利用者が使用日の30日前までに利用の取りやめを届け出た場合は、納入した利用料金の全額を還付する。

(3) 利用者が利用日の7日前までに利用の取りやめを届け出た場合は、納入した利用料金の5割に当たる額を還付する。

2 前項の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、石巻市総合体育館利用料金還付申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

（指定管理者の指定の取消し等に伴う規定の読替え）

第5条 条例第17条第1項の規定により、市長が使用料の徴収に関する業務を行うときは、第2条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第3条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第3条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第1中「利用料金」とあるのは「使用料」と、様式第1号及び様式第2号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「石巻市長」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）



- 2 この規則の施行の日の前日までに、石巻市総合体育館使用料規則（平成17年石巻市規則第281号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

設備器具名称	単位	利用料金	備考
放送設備	一式	1,050円	1回につき
電光採点板	1組	710円	1回につき
フロアシート	1本	80円	1回につき
長机	1脚	30円	1回につき
折り畳み椅子	1脚	10円	1回につき

備考

- 1 1回とは、午前、午後、夜間、時間外の区分による。
- 2 高校生以下の者が利用する場合は、それぞれの利用料金の2分の1の額とする（コインロッカーを除く。）。
- 3 入場料を徴収して利用する場合は、それぞれの利用料金の2倍に相当する額とする（コインロッカーを除く。）。

別表第2（第3条関係）

	減免範囲	減免率
1	市又は教育委員会が主催し、又は主体となって利用する場合	100%
2	中学校体育連盟が児童・生徒の教育目的のため競技会に利用する場合	100%
3	市立の学校が児童・生徒の教育目的のために利用する場合で、教育委員会が特にその必要を認めた場合	100%
4	高等学校体育連盟等が主催し、又は主体となって利用する場合	50%
5	競技団体が市民を対象にした競技会又は指導育成を目的とした講習会・研修会に使用する場合	50%
6	市又は教育委員会が行政施策上積極的に共催する競技会に利用する場合	50%
7	市又は教育委員会が行政施策上積極的に後援する競技会に利用する場合	25%
8	その他指定管理者が公益上必要と認める場合	100%

備考

- 1 減免額に100円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てる。
- 2 中学校体育連盟、高等学校体育連盟等の教育団体の減免は、主催する公式競技会に利用する場合を対象とする。

- 3 市又は教育委員会が行政施策上積極的に共催・後援する競技会とは、担当職員が競技会運営のため終始参加するか、競技会運営のための費用の一部を市が負担又は助成するもので、名義のみの共催・後援は減免の対象とはしない。
- 4 原則として入場料等を徴する利用の場合には適用しない。
- 5 国又は他の地方公共団体が利用する場合は、減免の対象とはならない。

様式第1号（第3条関係）

石巻市総合体育館利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者（あて）

住所  
申請者 団体名  
氏名  
電話

石巻市総合体育館条例第12条及び石巻市総合体育館条例使用料規則第3条第2項の規定により減免を申請します。

利 用 目 的		入場料	
		有	無
利 用 日 時	自 年 月 日（ 曜日） 時から 時まで 至 年 月 日（ 曜日） 時から 時まで		
減 免 の 理 由			
添 付 書 類			
※ 減 免 割 合			
※ 減 免 金 額			

※印欄は、記入しないでください。

様式第2号（第4条関係）

石巻市総合体育館利用料金還付申請書

年 月 日

指定管理者（あて）

住所  
申請者 団体名  
氏名  
電話

石巻市総合体育館条例第13条ただし書及び石巻市総合体育館条例使用料規則第4条第2項の規定により利用料金の還付を申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	号
還付理由			
既納利用料金	施設	設備器具	計
	円	円	円
※ 還付額	円 全額・5割		

※印欄は、記入しないでください。